



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(3)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

訓令	
企業庁訓令	
病院事業庁訓令	
議会訓令	
○ 教育委員会教育長訓令	
人事委員会訓令	
監査委員訓令	
労働委員会訓令	
収用委員会訓令	
※滋賀県情報処理規程の一部改正(DX推進課)	2
訓令	
企業庁訓令	
病院事業庁訓令	
議会訓令	
○ 教育委員会教育長訓令	
人事委員会訓令	
監査委員訓令	
労働委員会訓令	
警察本部訓令	
※滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正(人権施策推進課)	3
※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正(女性活躍推進課)	4
訓令	
企業庁訓令	
病院事業庁訓令	
○ 教育委員会教育長訓令	
人事委員会訓令	
監査委員訓令	
警察本部訓令	
※滋賀県デジタル社会推進本部設置規程の一部改正(DX推進課)	5
訓令	
企業庁訓令	
○ 病院事業庁訓令	
教育委員会教育長訓令	
警察本部訓令	
※滋賀県子ども政策推進本部設置規程の一部改正(子ども・青少年局)	5
※滋賀県障害者雇用対策本部設置規程の一部改正(労働雇用政策課)	6
※滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程の一部改正(中小企業支援課)	6
※しがCO ₂ ネットゼロ推進本部設置規程の一部改正(CO ₂ ネットゼロ推進課)	7
訓令	
○ 企業庁訓令	
教育委員会教育長訓令	

- ※滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課) 7
 - 訓 令
 - 教育委員会教育長訓令
 - 警察本部訓令
- ※滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程の一部改正(薬務課) 7
 - 訓 令
- ※万博推進室設置規程(企画調整課) 8
- ※高専設置準備室設置規程(企画調整課) 8
- ※滋賀県文書管理規程の一部改正(県民活動生活課) 9
- ※滋賀県公印規程の一部改正(総務課) 10
- ※滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課) 10
- ※滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正(県民活動生活課) 10
- ※滋賀県同和対策本部設置規程の一部改正(人権施策推進課) 10
- ※子ども・子育て応援センター事業実施規程の一部改正(子ども・青少年局) 11
- ※ワクチン接種推進室設置規程の廃止(健康危機管理課) 11
- ※産業立地推進室設置規程の廃止(商工政策課) 11
- ※琵琶湖環境研究推進機構設置規程の一部改正(環境政策課) 11
- ※湖国環境保全推進会議設置規程の一部改正(環境政策課) 11

- 訓 令
- 企 業 庁 訓 令
- 病 院 事 業 庁 訓 令
- 議 会 訓 令
- 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
- 人 事 委 員 会 訓 令
- 監 査 委 員 訓 令
- 労 働 委 員 会 訓 令
- 収 用 委 員 会 訓 令

滋賀県訓令第9号

滋賀県企業庁訓令第1号

滋賀県病院事業庁訓令第1号

滋賀県議会訓令第1号

滋賀県教育委員会教育長訓令第1号

滋賀県人事委員会訓令第1号

滋賀県監査委員訓令第1号

滋賀県労働委員会訓令第1号

滋賀県収用委員会訓令第1号

滋賀県情報処理規程(平成20年滋賀県訓令第2号、滋賀県企業庁訓令第1号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第1号、滋賀県教育委員会教育長訓令第5号、滋賀県人事委員会訓令第1号、滋賀県監査委員訓令第1号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県収用委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	東	郷		寛	彦
滋賀県病院事業庁長	正	木		隆	義
滋賀県議会議長	奥	村		芳	正
滋賀県教育委員会教育長	福	永		忠	克
滋賀県人事委員会委員長	池	田		美	幸
滋賀県代表監査委員	河	瀬		隆	雄
滋賀県労働委員会会長	吉	田		和	宏

滋賀県収用委員会会長 田口勝之

第4条第1項中「第1条第3号ア」を「第1条第2号ウ」に改める。

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓	令
企 業 庁 訓 令	
病 院 事 業 庁 訓 令	
議 会 訓 令	
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令	
人 事 委 員 会 訓 令	
監 査 委 員 訓 令	
労 働 委 員 会 訓 令	
警 察 本 部 訓 令	

滋賀県訓令第10号

滋賀県企業庁訓令第2号

滋賀県病院事業庁訓令第2号

滋賀県議会訓令第2号

滋賀県教育委員会教育長訓令第2号

滋賀県人事委員会訓令第2号

滋賀県監査委員訓令第2号

滋賀県労働委員会訓令第2号

滋賀県警察本部訓令第9号

滋賀県人権施策推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第30号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第14号、滋賀県人事委員会訓令第2号、滋賀県監査委員訓令第2号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	東 郷	寛 彦
滋賀県病院事業庁長	正 木	隆 義
滋賀県議会議長	奥 村	芳 正
滋賀県教育委員会教育長	福 永	忠 克
滋賀県人事委員会委員長	池 田	美 幸
滋賀県代表監査委員	河 瀬	隆 雄
滋賀県労働委員会会長	吉 田	和 宏
滋賀県警察本部長	中 村	彰 宏

別表第1中「健康医療福祉部長」を「健康医療福祉部長 子ども若者部長」に改める。

別表第2中「知事公室 広報課長」を

「知事公室 広報課長 防災危機管理局副局長」に、

「総務部 私学・県立大学振興課長 人事課長」を

「総務部 人事課長」に、「健康寿命推進課長」を「健康し

が推進課長」に、

	子ども・青少年局子ども未来戦略室 長		を
--	-----------------------	--	---

「子ども若者部

	子ども若者政策・私学振興課長 子どもの育ち学び支援課長 子育て支援課長 子ども家庭支援課長		に改める。
--	--	--	-------

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第11号

滋賀県企業庁訓令第3号

滋賀県病院事業庁訓令第3号

滋賀県議会訓令第3号

滋賀県教育委員会教育長訓令第3号

滋賀県人事委員会訓令第3号

滋賀県監査委員訓令第3号

滋賀県労働委員会訓令第3号

滋賀県警察本部訓令第10号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	東	郷		寛	彦
滋賀県病院事業庁長	正	木		隆	義
滋賀県議会議長	奥	村		芳	正
滋賀県教育委員会教育長	福	永		忠	克
滋賀県人事委員会委員長	池	田		美	幸
滋賀県代表監査委員	河	瀬		隆	雄
滋賀県労働委員会会長	吉	田		和	宏
滋賀県警察本部長	中	村		彰	宏

別表第1中「健康医療福祉部長」を「健康医療福祉部長 子ども若者部長」に改める。

別表第2 総合企画部の項中「国際課長」を「高等教育振興課長 国際課長」に改め、同表総務部の項中「管理監（健康経営・ダイバーシティ推進・税制担当） 私学・県立大学振興課長」を「管理監（行政経営・税制・財産活用担当）」に改め、同表健康医療福祉部の項中「健康寿命推進課長」を「健康しが推進課長」に、「障害福祉課長 子ども・青少年局子ども未来戦略室長」を「障害福祉課長」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長 子育て支援課長 子ども家庭支援課長
--------	----------------------------------

別表第2 商工観光労働部の項中「モノづくり振興課長」を「イノベーション推進課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 人 事 委 員 会 訓 令
 監 査 委 員 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第12号

滋賀県企業庁訓令第4号

滋賀県病院事業庁訓令第4号

滋賀県教育委員会教育長訓令第4号

滋賀県人事委員会訓令第4号

滋賀県監査委員訓令第4号

滋賀県警察本部訓令第11号

滋賀県デジタル社会推進本部設置規程（令和3年滋賀県訓令第8号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県人事委員会訓令第4号、滋賀県監査委員訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	東	郷		寛	彦
滋賀県病院事業庁長	正	木		隆	義
滋賀県教育委員会教育長	福	永		忠	克
滋賀県人事委員会委員長	池	田		美	幸
滋賀県代表監査委員	河	瀬		隆	雄
滋賀県警察本部長	中	村		彰	宏

別表中「健康医療福祉部次長」を「健康医療福祉部次長 子ども若者部次長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第13号

滋賀県企業庁訓令第5号

滋賀県病院事業庁訓令第5号

滋賀県教育委員会教育長訓令第5号

滋賀県警察本部訓令第12号

滋賀県子ども政策推進本部設置規程（令和5年滋賀県訓令第26号、滋賀県企業庁訓令第6号、滋賀県病院事業庁訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第8号、滋賀県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	東	郷		寛	彦
滋賀県病院事業庁長	正	木		隆	義
滋賀県教育委員会教育長	福	永		忠	克
滋賀県警察本部長	中	村		彰	宏

第5条第3項および第4項中「子ども・青少年局長」を「子ども若者部次長」に改める。

第6条中「健康医療福祉部子ども・青少年局」を「子ども若者部子ども若者政策・私学振興課」に改める。

別表第1中「健康医療福祉部長」を「健康医療福祉部長 子ども若者部長」に改める。

別表第2健康医療福祉部の項中「健康福祉政策課長 子ども・青少年局長 子ども・青少年局子ども未来戦略室長」を「健康福祉政策課長」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者部次長 子ども若者政策・私学振興課長
--------	-------------------------

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第14号

滋賀県企業庁訓令第6号

滋賀県病院事業庁訓令第6号

滋賀県教育委員会教育長訓令第6号

滋賀県警察本部訓令第13号

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程（平成27年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	東	郷	寛	彦	
滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義	
滋賀県教育委員会教育長	福	永	忠	克	
滋賀県警察本部長	中	村	彰	宏	

別表第1中「健康医療福祉部長」を「健康医療福祉部長 子ども若者部長」に改める。

別表第2総務部の項中「人事課長 私学・県立大学振興課長」を「人事課長」に改め、同表健康医療福祉部の項の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
--------	----------------

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第15号

滋賀県企業庁訓令第7号

滋賀県病院事業庁訓令第7号

滋賀県教育委員会教育長訓令第7号

滋賀県警察本部訓令第14号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程（平成25年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	東	郷	寛	彦	
滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義	
滋賀県教育委員会教育長	福	永	忠	克	
滋賀県警察本部長	中	村	彰	宏	

別表第1中「健康医療福祉部長」を「健康医療福祉部長 子ども若者部長」に改める。

別表第2健康医療福祉部の項の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
--------	----------------

別表第2商工観光労働部の項中「産業立地推進室長」を「産業立地課長」に、「モノづくり振興課長」を「イノベーション推進課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第16号

滋賀県企業庁訓令第8号

滋賀県病院事業庁訓令第8号

滋賀県教育委員会教育長訓令第8号

滋賀県警察本部訓令第15号

しがCO₂ネットゼロ推進本部設置規程(平成20年滋賀県訓令第46号、滋賀県企業庁訓令第8号、滋賀県病院事業庁訓令第7号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号、滋賀県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三日月	大造
滋賀県企業庁長	東郷	寛彦
滋賀県病院事業庁長	正木	隆義
滋賀県教育委員会教育長	福永	忠克
滋賀県警察本部長	中村	彰宏

別表第1中「健康医療福祉部長」を「健康医療福祉部長 子ども若者部長」に改める。

別表第2健康医療福祉部の項の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
--------	----------------

別表第3健康医療福祉部の項中「健康寿命推進課長」を「健康しが推進課長」に改め、同表商工観光労働部の項中「モノづくり振興課長」を「イノベーション推進課長」に改め、同表土木交通部の項中「砂防課長 流域政策局副局長」を「流域政策局副局長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

滋賀県訓令第17号

滋賀県企業庁訓令第9号

滋賀県教育委員会教育長訓令第9号

滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第33号、滋賀県企業庁訓令第10号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三日月	大造
滋賀県企業庁長	東郷	寛彦
滋賀県教育委員会教育長	福永	忠克

別表商工観光労働部の項中「モノづくり振興課長」を「イノベーション推進課長」に改め、同表土木交通部の項中「道路保全課長 砂防課長」を「道路保全課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第18号

滋賀県教育委員会教育長訓令第10号

滋賀県警察本部訓令第16号

滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程(昭和57年滋賀県訓令第13号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事	三日月大造
滋賀県教育委員会教育長	福永忠克
滋賀県警察本部長	中村彰宏

別表第1中「総務部長」を「子ども若者部長」に改める。

別表第2総務部の項を削り、同表健康医療福祉部の項中「健康寿命推進課長」を「健康しが推進課長」に、「生活衛生課長 子ども・青少年局家庭支援推進室長」を「生活衛生課長」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長	子ども家庭支援課長
--------	----------------	-----------

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第19号

万博推進室設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月大造

万博推進室設置規程

(設置)

第1条 2025年日本国際博覧会(以下「博覧会」という。)の開催に向けた取組を推進するため、総合企画部に万博推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進室の所掌事務は、博覧会の開催に向けた取組の推進に関することとする。

(職の設置)

第3条 推進室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、推進室に滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)第3条または第6条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第3条の表(課長の項を除く。)中「課等」とあり、「課」とあるのは「推進室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

3 前2項に定める職には、職員のうちからそれぞれ知事が任命する。

(事務決裁)

第4条 推進室の事務の決裁については、滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、同訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 推進室の庶務は、総合企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第20号

高専設置準備室設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月大造

高専設置準備室設置規程

(設置)

第1条 県立高等専門学校の設置の準備を進めるため、総合企画部高等教育振興課に高専設置準備室(以下「準備室」という。)を設置する。

2 準備室に、高専準備第一係および高専準備第二係を置く。

(所掌事務)

第2条 準備室の所掌事務は、県立高等専門学校の設置の準備に関することとする。

(職の設置)

第3条 準備室に室長を置き、その職にある者は、課長の指揮監督を受けて準備室の事務を掌理する。

2 前項に定めるもののほか、準備室に滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)第3条または第6条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第3条の表(課長の項を除く。)中「課等」とあり、「課」とあるのは「準備室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

3 前2項に定める職には、職員のうちからそれぞれ知事が任命する。

(事務決裁)

第4条 準備室の事務の決裁については、滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の定めるところによる。

(庶務)

第5条 準備室の庶務は、総合企画部高等教育振興課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

2 高専設置準備室設置規程(令和4年滋賀県訓令第28号)は、廃止する。

滋賀県訓令第21号

滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第31条第3項第4号中「総務課長」を「県民活動生活課長」に改める。

別表第3の1本庁の項第1号中「企画調整課広域政策・万博推進室 広域」を

「企画調整課広域政策推進室	広域	に、
万博推進室	万博	
「高専設置準備室	高専準	を
「高等教育振興課	高振	に、
高等教育振興課高専設置準備室	高専準	
「私学・県立大学振興課	私大振	を
人事課	人	」
「人事課	人	に、
行幸啓室	行幸	」
「健康危機管理課ワクチン接種推進室	ワ	
健康寿命推進課	健寿	を
健康寿命推進課健康しが企画室	健企	」
「健康しが推進課	健しが	に、
「 子ども・青少年局	子青	
子ども・青少年局子ども未来戦略室	子未来	を
子ども・青少年局子育て支援室	子支	
子ども・青少年局家庭支援推進室	子家	」
「子ども若者部		
子ども若者政策・私学振興課	子若私	
子どもの育ち学び支援課	子育学	に、
子育て支援課	子育て	
子ども家庭支援課	子家	」
「産業立地推進室」を「産業立地課」に、		
「モノづくり振興課	モノ振	を
「イノベーション推進課	イ	」に、
「道路保全課交通安全対策室	交対	を
砂防課	砂	」

「道路保全課交通安全対策室 交対」に、
 「水源地域対策室 水源対」を
 「水源地域対策室 水源対」に改め、同表の2地方機関の項第11号中
 砂防室 砂」
 「滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター 大高子相」を
 「滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター 大高子相」に改める。
 滋賀県日野子ども家庭相談センター 日子相」

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第22号

滋賀県公印規程（昭和55年滋賀県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1中

健康医療福祉部長印	健康福祉政策課長	」を に
健康医療福祉部長印	健康福祉政策課長	
子ども若者部長印	子ども若者政策・私学振興課長	

改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第23号

滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程（昭和42年滋賀県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表商工観光労働部の項中「モノづくり振興課長」を「産業立地課長、イノベーション推進課長」に改め、同表土木交通部の項中「砂防課長」を削り、「水源地域対策室長」の右に「砂防室長」を加える。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第24号

滋賀県土地問題協議会設置規程（昭和48年滋賀県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第2中「産業立地推進室長」を「産業立地課長」に、「モノづくり振興課長」を「イノベーション推進課長」に、「道路保全課長 砂防課長」を「道路保全課長」に、「水源地域対策室長」を「水源地域対策室長 砂防室長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第25号

滋賀県同和対策本部設置規程（昭和42年滋賀県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表総務部の項中「部長 私学・県立大学振興課長」を「部長」に改め、同表健康医療福祉部の項中「健康寿命推進課長」を「健康しが推進課長」に、「医療保険課長 子ども・青少年局長」を「医療保険課長」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども若者部	部長 子ども若者政策・私学振興課長	子育て支援課長
--------	-------------------	---------

別表土木交通部の項中「道路整備課長 砂防課長」を「道路整備課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第26号

子ども・子育て応援センター事業実施規程(平成18年滋賀県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第1項中「健康医療福祉部子ども・青少年局」を「子ども若者部子どもの育ち学び支援課」に改める。

第3条第2号中「青少年」を「若者」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第27号

ワクチン接種推進室設置規程(令和3年滋賀県訓令第21号)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県訓令第28号

産業立地推進室設置規程(平成20年滋賀県訓令第41号)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県訓令第29号

琵琶湖環境研究推進機構設置規程(平成26年滋賀県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第3商工観光労働部の項中「モノづくり振興課長」を「イノベーション推進課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第30号

湖国環境保全推進会議設置規程(平成10年滋賀県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1中「健康医療福祉部次長」を「健康医療福祉部次長 子ども若者部次長」に改める。

別表第2総合企画部の項中「企画調整課長」を「企画調整課長 高等教育振興課長」に改め、同表総務部の項中「私学・県立大学振興課長 市町振興課長」を「市町振興課長」に改め、同表健康医療福祉部の項の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
--------	----------------

別表第2商工観光労働部の項中「モノづくり振興課長」を「イノベーション推進課長」に改め、同表土木交通部の項中「道路保全課長 砂防課長」を「道路保全課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

